

第1章 計画の概要 (修正案)

平成26年7月7日版

1. 計画策定の背景と趣旨

(1) 計画策定の背景

近年わが国の少子化は、ますます進行し、平成 17 年(2005 年)には合計特殊出生率*が 1.26 まで低下しましたが、平成 18 年(2006 年)以降はわずかながら増加に転じ、平成 25 年(2013 年)では 1.43 となっています。しかし依然として、人口を維持するのに必要な合計特殊出生率 2.08 を下回っている状況が続いており、この流れは今後も続くと言想されています。

平成 15 年(2003 年)には次世代育成支援対策推進法*が制定され、家庭と事業者、行政が一体となって次世代育成支援対策*を迅速かつ重点的に推進するために、地方公共団体、一般事業主*及び特定事業主*に各々の行動計画の策定が義務付けられました。

しかしながら、依然として少子化は進行しており、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化などから、多くの子育て家庭が子育ての孤立感と負担感を抱いているのが現状です。

また、仕事と子育ての両立支援である環境整備においては、量の確保が不十分であり、深刻な待機児童問題が発生しています。

そこで、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、平成 24 年(2012 年) 8 月に「子ども・子育て関連 3 法*」が制定され、平成 27 年度(2015 年度) 4 月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートします。

(2) 計画策定の趣旨

本市では、平成 17 年(2005 年)に「守口市次世代育成支援行動計画」(前期計画)、平成 22 年(2010 年)に「守口市次世代育成支援後期行動計画」を策定し、「生まれて良かった 育てて良かった ふるさと もりぐち」を基本理念として、総合的な子育て支援に取り組み、子育て環境の充実に一定の成果を収めてきました。しかし、その一方で、乳幼児*数の減少が続いているにもかかわらず待機児童は依然として発生し続けており、市民のニーズを受け止め切れていないのが現状です。

「子ども・子育て支援新制度」では、市町村は子ども・子育て支援の実施主体の役割を担い、地域のニーズに基づいて事業計画を策定し、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業の提供を図ることが求められています。

そこで、本市では、地域の実情と近年の子どもを取り巻く環境を踏まえ、待機児童を一日も早く解消するとともに、幼児期の子どもたちが、親の就業形態にかかわらず幼児教育を受ける機会を広く確保するため認定こども園制度を活用し、子どもが健全に育ち、親が安心して子どもを生み育てることができるまちを目指して、「守口市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

①合計特殊出生率 ②次世代育成支援対策推進法 ③次世代育成支援対策 ④一般事業主 ⑤特定事業主 ⑥子ども・子育て関連 3 法 ⑦乳幼児
--

2. 計画の全体像

(1) 守口市子ども・子育て支援事業計画の考え方

「守口市次世代育成支援行動計画」は、子ども・子育てに関する総合的な施策を取りまとめたものでした。一方、新制度で定められた「子ども・子育て支援事業計画」は、区域ごとの「教育・保育サービスの利用量」を定める事業計画で、国は「幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画[※]」と定義しています。

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法[※]で規定される「子ども・子育て支援給付」や「地域子ども・子育て支援事業」の整備を含め、「生まれて良かった 育てて良かった ふるさと もりぐち」の実現を目指し、守口市における総合的な子ども・子育て支援施策として、子どもや親、地域社会などさまざまな視点からの取り組みを進めていくことが重要であると考えます。

(2) 子ども・子育て支援新制度の概要

① 子ども・子育て支援新制度のねらい

「子ども・子育て支援新制度」とは、「子ども・子育て関連3法」に基づく制度で、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目的としています。

② 子ども・子育て支援制度の内容

「子ども・子育て支援新制度」の内容については以下のとおりです。

■ 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

- ・ 幼児教育と保育を一体的に提供する「認定こども園[※]」制度の改善、普及促進（「幼保連携型認定こども園[※]」について設置手続きの簡素化、財政支援の充実・強化）

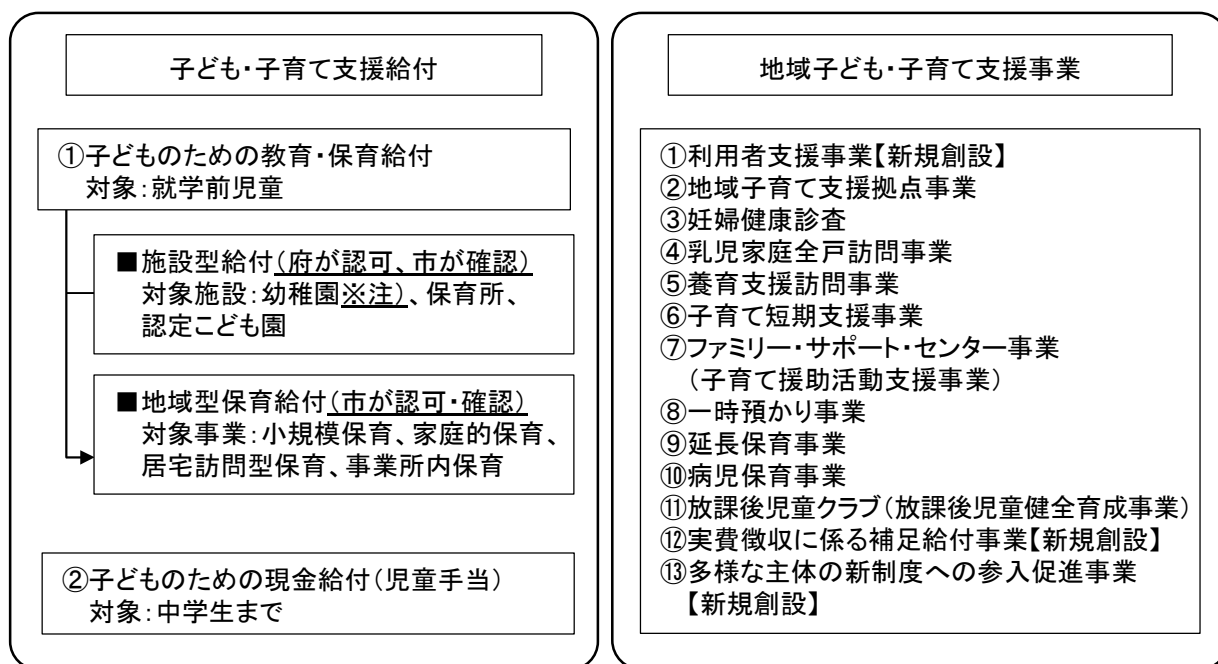
■ 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

- ・ 地域のニーズを踏まえた「子ども・子育て支援事業計画」の策定
- ・ 教育・保育に対する財政措置の充実（認定こども園、幼稚園、保育所の給付制度の統一、地域型保育事業[※]の給付制度の創設）

⑧需給計画 ⑨子ども・子育て支援法 ⑩認定こども園
⑩幼保連携型認定こども園 ⑪地域型保育事業

(3) 新制度におけるサービスの全体像

「子ども・子育て支援新制度」は、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つの柱からなります。



※注) 施設型給付の対象にはならない幼稚園もあります。

3. 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。

さらに、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村次世代育成支援行動計画として、これまで取組みを進めてきた「守口市次世代育成支援後期行動計画」を引き継ぐ計画として位置づけます。

(2) 他の計画との関係

本計画は、「第五次守口市総合基本計画」の部門別計画です。策定にあたっては、子ども・子育て支援法に基づく基本指針をふまえながら、「第五次守口市総合基本計画」が掲げる将来像「育つ・にぎわう・響きあう 人と心が集うまち 守口」を目指し、その他関連計画との整合を図っています。

(3) 計画の期間

この計画の期間は、平成 27 年度（2015 年度）から平成 31 年度（2019 年度）までの 5 年間とします。

用 語 集 (案)

[illegible]